

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規程の整理に関する規程を次のように定める。

令和7年5月19日

赤穂市上下水道事業

赤穂市長 牟 禮 正 稔

赤穂市上下水道事業管理規程第7号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規程
の整理に関する規程

(赤穂市排水設備指定工事店規程の一部改正)

第1条 赤穂市排水設備指定工事店規程(平成30年赤穂市上下水道事業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項第2号中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

(赤穂市水道水源保護条例施行規程の一部改正)

第2条 赤穂市水道水源保護条例施行規程(令和2年赤穂市上下水道事業管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

様式第5号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この規程は、令和7年6月1日から施行する。

(人の資格に関する経過措置)

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の規程の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の規程の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。)第13条に規定する無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする同条に規定する有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧刑法第16条に規定する拘留に処せられた者とみなす。